

地域整備方針

(さいたま市)

| 地域名称 | 整備の目標 | 都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項 | 公共施設その他の公益的施設の整備及び管理に関する基本的事項 | 緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項 |
|--------------|--|--|---|---------------------------|
| さいたま新都心駅周辺地域 | 〔都市再生緊急整備地域〕 JR大宮駅と与野駅の間位置するさいたま新都心駅周辺地域において、旧JR大宮操車場跡地や工場跡地の土地利用転換により、国の行政機能を核とした業務・商業等の高次都市機能の集積拠点を形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○国の行政機能を核とした業務機能、にぎわいと魅力にあふれた商業・文化・アミューズメント機能、国際交流機能等を導入 ○地区縁辺部において、都市型居住機能の導入を検討 ○防災拠点としての機能強化の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○地区全体にわたり、誰もが安心して快適に活動できるよう、2階デッキ等の歩行者ネットワークを形成 ○環境共生型都市の構築に向け、雨水・排水再利用施設整備、透水性舗装、太陽光発電施設整備等を行うとともに、地域冷暖房施設を活用 | |